

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度環境科学研究センター〔一元化 施設南館1階天秤室(1-1・2)〕特殊空調設 備保守点検業務委託	01建物等各種 施設管理	パナソニック環境エンジニ アリング株式会社	1,782,000	R6.8.22	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1. 案件名称

令和6年度環境科学研究センター〔一元化施設南館1階天秤室（1-1・2）〕特殊空調設備保守点検業務委託

2. 契約の相手方

パナソニック環境エンジニアリング株式会社西日本支店

3. 随意契約理由

環境科学研究センターの専用使用室である、一元化施設南館1階に設置している天秤室（1-1・2）は、主に有害大気汚染物質や微小粒子状物質（PM2.5）等の試験検査において採取試料の重量を正確に測定するために設けているものである。

これらの微小な物質の天秤による精密な質量測定には、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」及び「フィルターによる微小粒子状物質（PM2.5）質量濃度測定方法暫定マニュアル」等の環境省の定める関係マニュアルに則って、厳格な温度・湿度管理の下で行う必要があり、試料の空気中の水分（湿度）等の影響を排除した、温度・湿度の設定環境の維持・再現が不可欠である。

当該特殊空調設備の保守点検業務にあたっては設備のシステム構造等を熟知した事業者による確実な対応が必要であるが、当該特殊空調設備はパナソニック環境エンジニアリング株式会社西日本支店において企画、設計、施行が総合的に行われた独自の空調設備であり、そのシステム構造等全体を把握しているのは上記相手方のみである。

本事業者以外が実施した場合、空調設備に不都合が生じた際に責任の所在が不明となり、検査業務に著しく障害が出る恐れがあるため、本件業務を確実に対応できる上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

環境科学研究センター（管理グループ）